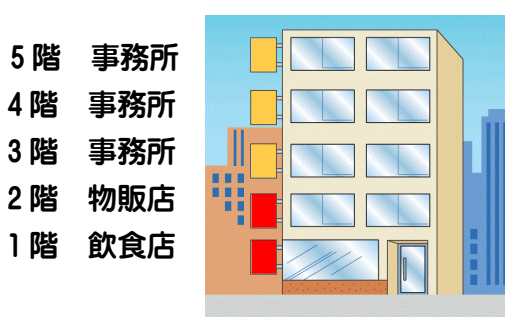
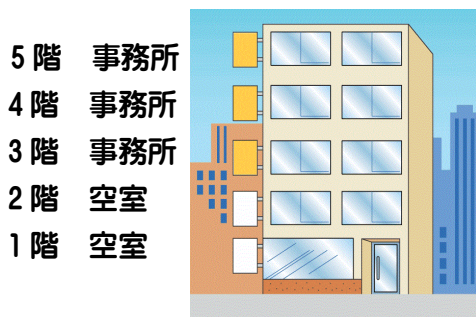


テナントの入居や建物の増改築により 知らない間に消防法違反！？

テナントの入居や建物の増改築によって、知らない間に**消防法違反**となっていることがあります。
これらをお考えの方は、まず消防本部に相談し、**必要な届け出**をしてください。

◆消防法違反の例



事務所ビルの空テナントに飲食店や物販店など不特定多数の方が利用する用途の店舗が入居すると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。

◆消防法違反はどうか？

1 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。
また、命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど、公示されることとなります。



2 違反対象物をホームページに公表します。

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が出入りする建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物で、次の消防用設備が設置されていない又は正常に機能しない違反建物を消防本部のホームページに掲載します。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

◆必要な届け出は？

新しく店舗や事務所を開店する場合、「防火対象物使用開始届書」を建物の使用を開始される日の7日前までに消防署へ届け出る必要があります。

消防本部への事前相談、届け出なく使用を開始した場合、消防法違反に気が付かず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます。



《問い合わせ先》 三観広域行政組合 消防本部予防課 Tel 0875-23-3972
南消防署 Tel 0875-24-2119
北消防署 Tel 0875-72-2119

※観音寺市・三豊市以外の建物については、管轄する消防本部にお問い合わせください。